

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 3 月 23 日

更新日：令和 7 年 6 月 28 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒760-0023) 香川県高松市寿町一丁目 3 番 6 号

(カガワケンタカマツシコトブキチョウイッチョウメ 3 バン 6 ゴウ)

名称（フリガナ）：香川県農業協同組合

(カガワケンノウギョウキョウドウクミアイ)

代表者（管理人）の氏名：代表理事理事長 北岡 泰志

ウェブサイトのアドレス：<http://www.kw-ja.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 3 類 果実類

区分に属する農林水産物等：うんしゅうみかん

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）： 香川小原紅早生みかん (カガワオバラベニワセミカン)

4 明細書の変更

香川県農業協同組合（以下「香川県農協」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

品種「小原紅早生」については、香川県農協が一元的に管理しており、生産者からの申込みを受けて品種「小原紅早生」の苗木を配布する。

香川県農協は、配布状況を「苗木配布状況」に記録し、現地調査の際に、この記録と照らし合わせて、生産者が品種「小原紅早生」を使用しているか否かを確認する。

(2) 栽培方法の確認

生産者は、初回の出荷日までに、「栽培履歴書」を香川県農協へ提出する。香川県農協は、「栽培履歴書」の記載内容から、当該生産者の栽培状況を確認する。

また、香川県農協は、粗摘果が始まる 7 月頃から、生産者の園地を順次巡回し、栽培の方法を遵守しているか否か確認し結果を「検査記録」に記録する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「香川小原紅早生みかん」の共同選別検査は、香川県農協の坂出みかん共撰場（坂出市高屋町 1134-1）、高松市西部かんきつ共撰場（高松市香西南町 513-1）、三豊みかん共同選果場（観音寺市坂本町 6 丁目 6-26）、土庄集荷場（土庄町甲 1480-14）

（以下「共同選果場等」という。）において行う。その際、香川県農協は(1)及び(2)

の記録を確認するとともに、香川県農協に委嘱された検査員が、出荷されたうんしゅうみかんを明細書に記載の「出荷規格」(別表)に適合するか否か確認し、合格したものは、出荷箱に等級印を押印し最終商品として出荷する。

また、生産者が個人で選果し共同選果場等へ出荷したうんしゅうみかんについても、検査員が抽出検査を行い、「出荷規格」に適合しているか否か確認し、合格したものは、出荷箱に等級印を押印し最終商品として出荷する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

香川県農協は、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者を指導し、是正しない場合は出荷を一定期間停止する旨の警告を行う。

なお、指導・警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、香川県農協は、当該生産者の生産した「香川小原紅早生みかん」の出荷を停止する。

(2) 出荷規格について

香川県農協は、「出荷規格」を満たさないうんしゅうみかんは、「香川小原紅早生みかん」及び登録標章を付した状態では出荷しない。

また、香川県農協は、「出荷規格」を満たさないうんしゅうみかんを出荷した生産者を指導し、是正しない場合は出荷を一定期間停止する旨の警告を行う。

なお、指導・警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、香川県農協は、当該生産者の生産した「香川小原紅早生みかん」の出荷を停止する。

(3) 生産者への指導について

香川県農協は、6月下旬頃から摘果講習会、8月下旬頃には高品質対策講習会を開催する。その際、全生産者に対し、明細書の内容(品種・栽培の方法・出荷規格等)について周知徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 香川県農協は、前記5(3)の確認の際に、品種・栽培の方法・出荷規格の各基準をいずれも満たしているうんしゅうみかんについてのみ、地理的表示である「香川小原紅早生みかん」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。その際、地理的表示である「香川小原紅早生みかん」及び登録標章が付されている出荷及びギフト用ダンボールについても確認する。

(2) 香川県農協は、(1)の確認の際、あわせて以下のうんしゅうみかんがあるか否かを確認する。

- ① 品種・栽培の方法・出荷規格の各基準のいずれかを満たしていないうんしゅうみかんであるにもかかわらず、地理的表示である「香川小原紅早生みかん」及び登録標章が使用されているうんしゅうみかん
- ② 地理的表示である「香川小原紅早生みかん」のみが使用されているうんしゅうみかん
- ③ 登録商標のみが使用されているうんしゅうみかん

- ④ 地理的表示である「香川小原紅早生みかん」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているうんしゅうみかん

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 香川県農協は、前記 7 (2) の確認の際に(出荷の際に)、以下の場合に該当する場合は、生産者を指導し、是正しない場合は出荷を一定期間停止する旨の警告を行う。
なお、指導・警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、香川県農協は、該当生産者が生産した「香川小原紅早生みかん」の出荷を停止する。

- ① 品種・栽培の方法・出荷規格の各基準のいずれかを満たしていないうんしゅうみかんであるにもかかわらず、地理的表示である「香川小原紅早生みかん」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「香川小原紅早生みかん」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「香川小原紅早生みかん」に類似する表示又は登録標章に類似する標章を使用している場合

- ## (2) 生産者への指導

香川県農協は、6月下旬頃から摘果講習会、8月下旬頃には高品質対策講習会を開催する。その際、全生産者に対して、地理的表示及び登録標章の使用について、周知徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

香川県農協は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1カ月以内に、下記の書類を作成し、農林水産大臣に提出するのとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した「生産行程管理業務実績報告書」
- (2) 生産工程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
香川県農協が作成した「検査記録」(地理的表示の使用実績を含む)
- (3) 提出時における最新の「明細書」
- (4) 提出時における最新の「生産行程管理業務規程」

10 実績報告書等の保存

香川県農協は、前記9により作成提出した書類に加えて以下の書類を、香川県農協の坂出みかん共撰場(坂出市高屋町1134-1)、高松市西部かんきつ共撰場(高松市香西南町513-1)、三豊みかん共同選果場(観音寺市坂本町6丁目6-26)、土庄集荷場(土庄町甲1480-14)に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ① 「苗木配布状況」
- ② 「栽培履歴書」(出荷期別ごと)

11 連絡先

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]